

京都市消費者訴訟援助実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市消費生活条例（平成 17 年 3 月 25 日条例第 83 号。以下「条例」という。）に基づく京都市消費生活条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日施行。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例及び規則の例による。

(設立補助の申請)

第 3 条 規則第 10 条に定める申請書は、京都市消費者団体設立補助交付申請書（第 1 号様式）のとおりとする。

(設立補助の交付額)

第 4 条 設立補助の交付額は、予算の範囲内において、市長が相当と認める額とする。

(交付の決定)

第 5 条 規則第 11 条に定める設立補助に係る交付決定通知は、京都市消費者団体設立補助交付決定通知書（第 2 号様式）又は京都市消費者団体設立補助交付不承認通知書（第 3 号様式）によるものとする。

(貸付けの申請)

第 6 条 規則第 14 条に定める貸付けの申請書は、京都市訴訟資金貸付申請書（第 4 号様式）のとおりとする。

2 申請書に添付するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 貸付けを受けようとする額を証する書類

イ 申請者の住民票（申請者が外国人である場合は登録原票記載事項証明書）の写し

(申請者の範囲)

第 7 条 訴訟資金の貸付けの申請を行うことができる者は、本市の区域内に住所を有する者とする。

(訴訟資金の貸付けの範囲)

第 8 条 訴訟資金の貸付けの範囲は、当該訴訟の遂行に要する裁判手続費用、弁護士費用その他訴訟に通常要すると市長が認める費用とする。

(訴訟資金の貸付額)

第 9 条 訴訟資金の貸付額は、訴訟一件につき審級ごとに 1,200,000 円を限度として、市長が相当と認める額とする。ただし、一会計年度においては、一つの審級に係る貸付けを限度とする。

(貸付けの条件)

第 10 条 訴訟資金の返還期限は、当該訴訟が終了した日から起算して 6 箇月を経過した日とし、かつ、訴訟資金は一時に全額を返還しなければならない。

2 訴訟資金は、無利息とする。

(延滞利息)

第 1 1 条 訴訟資金を前条に定める期限内に返還しなかったときは、当該金額に対し、当該期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。ただし、当該期限までに支払わなかったことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りではない。

(貸付けの決定)

第 1 2 条 規則第 1 5 条に定める貸付額等に係る決定通知は、京都市訴訟資金貸付決定通知書 (第 5 号様式) 又は京都市訴訟資金貸付不承認通知書 (第 6 号様式) のとおりとする。

(訴訟資金の交付)

第 1 3 条 前条の貸付の決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して 1 4 日以内に別記第 7 号様式 (訴訟資金借用書) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による手続きが完了した後に、訴訟資金を交付する。

(貸付けに係る訴訟の取下げ)

第 1 4 条 訴訟資金の貸付けを受けた者 (以下「借受人」という。) は、貸付けに係る訴訟を取り下げようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(届出)

第 1 5 条 借受人は、訴訟資金の返還を完了するまでの間に、住所若しくは氏名を変更し、または貸付けに係る訴訟について判決があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡し、または所在不明となったときは、同居の親族は、その旨を市長に届け出なければならない。

(返還の免除の申請)

第 1 6 条 規則第 1 8 条に定める貸付の免除の申請書は、京都市訴訟資金返還免除申請書 (第 8 号様式) のとおりとする。

(返還の免除の決定)

第 1 7 条 市長は、前条に定める申請があったときは、免除の適否を決定し、京都市訴訟資金返還免除決定通知書 (第 9 号様式) 又は京都市訴訟資金返還免除不承認通知書 (第 1 0 号様式) により通知するものとする。

(返還命令)

第 1 8 条 規則第 1 7 条の規定により繰上げ返還を命じた場合においては、第 1 0 条の規定を準用する。

(審議会の意見の聴取)

第 1 9 条 市長は、この要綱に定める決定をするに当たり、必要があると認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(準用)

第 2 0 条 この要綱に定めるもののほか，訴訟資金の支出又は収入については，京都市会計規則を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成 1 9 年 5 月 7 日から施行する。